

## 第23期第13回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成30年6月5日(火曜日) 13:30~15:00

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第2番	石山敏夫	第10番	藤田幸・
第3番	藤田幸正	第11番	近藤美喜男
第4番	岩崎紀生	第12番	小野春雄
第5番	小野義尚	第13番	曾我部英敏
第6番	寺尾俊行	第14番	合田有良
第7番	横井直次	第15番	池田辰夫
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第8番	宇野加津美
第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一

#### (3) 欠席委員 6人

農業委員	第1番	山下元
農業委員	第16番	伊藤慎吾
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第12番	守谷博明
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤田 和 則	事務局 主幹	原 道 樹
事務局 次長	横川 俊 彦	農地係 長	田 中 賢 禅
農政係 長	谷口 恭 子	主 事	池 田 有 里
臨時職員	齊藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 1・1・1運動の取り組みについて



13時30分開会

○藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員16人・推進委員12人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

●藤田会長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中を総会にお集まりいただき誠にありがとうございます。農繁期真ただ中で圃場の水の関係など計画的な作業日程の為、今日も出席ができないと言われる方もおいでます。いたし方ない事であり、これからまだ農繁期が続くと思いますが、体調管理に十分気を付けて、農業に農業委員会活動にご尽力頂きますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから平成30年 第13回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は、「1・1・1運動の取り組みについて」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において

藤田 健太郎 委員と 矢野 重明 委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号は決議事項、第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### ○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田10筆、畑1筆、合計面積12,513平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、51番の(1-1)さんから56番(1-6)さんまでの6件でございます。

内訳といたしましては、期間は、2年4カ月が1件、3年間で2件、3年4カ月が3件。利用権の種類は、使用貸借4件、賃貸借2件。また、新規設定4件、再設定2件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程宜しく願いいたします。

#### ●藤田会長

ありがとうございました。

以上、51番から56番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

4ページをお開きください。

議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第2号につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づく承認(変更)申請で、第2番の1件でございます。

変更内容としましては、平成30年4月5日に承認した特定農地貸付け、44農園、畑50筆、33,220.38平方メートルを、43農園、畑49筆、32,569.38平方メートルに変更するものです。

5ページをご覧ください。

変更内容は解約で、土地の表示が、東田一丁目、畑1筆、面積651平方メートル、土地所有者は、西条市在住の(2-1)さんです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「特定農地貸付け承認申請について」を原案のとおり決定させて

いただきます。

●藤田会長

6ページをお開きください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第1番の1件でございます。

7ページをご覧ください。

第1番は船木字元船木、畑、1筆、面積466平方メートル、譲受人は市内で農地所有適格法人を営む（3-1）さんです。

譲受人につきましては、有機農法による生産物を自社の弁当に利用するなど船木地区を中心に手広く農業を営んでおります。今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されてものであり、作付は季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります矢野 重明委員からご報告をいただきます。

それでは、矢野委員をお願いします。

○矢野委員

（3-1）さんと直接畑で面談しまして、今現在は耕作されていないくて、農地としては管理されている場所で、

隣が既に（３－１）が耕作している農地で、（３－１）としては便利な所だろうという事と、全体に作付けされている所は少ないのですが、今、作付け前の準備段階なのですが他の農地と共に適正に管理されるという事が確実だと思われます。ただ一つ気になることは、船木の農地、段々畑ではないのですが平地じゃなくて高低差がある。石垣で区切られているのですが、石垣が部分的に崩れている、崩れ始めている所を懸念しております、（３－１）さんにもお話しはしている。そういった所も含めて管理されるものと期待しております。特に問題はないと思ひます。

審議の程よろしくお願ひいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第３号１番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第３号１番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

８ページをお開きください。

議案第４号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第４号につきましては、農地法第３条第１項の規定による農地の使用貸借権設定で、第２番の１件でございます。

９ページをご覧ください。

第２番は、角野新田町二丁目、田、３筆、合計面積２，９２４平方メートル、譲受人は市内在住の（４－１）さんです。

譲受人は現在、５畝ほどの農地を夫婦で耕作しており、

今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を使用貸借する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります小野 春雄委員からご報告をいただきます。

それでは、小野委員お願いします。

○小野春委員

それでは、(4-1)さんについて説明させていただきます。この方、年齢は72歳になっているが奥さん共々今現在、畑5畝程の管理を二人で元気にやっております。そして、今後、説明にもあったように、角野新田町の方で稲作をやりたいという事で今回申請が上がっております。それで私もお二人に面談させて頂きまして、その意欲とか農作姿勢とか面談で聞きましたら稲作は初めてという事でお知り合いの方に田植え機、その他のコンバインやトラクターの協力使用させていただいてご近所にも迷惑をかけないようにやる、意欲満々と感じました。広い田んぼなのですが、お二人の意欲で頑張ってもらえると感じました。審議の程宜しく願いいたします。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第4号2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号2番については原案のとおり決定させていただきます。

●藤田会長

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供します事務局から議案の説明をお願いします。

○原主幹

議案第5号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第21番の1件でございます。

11ページをご覧ください。

第21番は、上原四丁目、畑、1筆、面積647平方メートル、譲受人は市内在住の(5-1)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲渡人が県外在住で管理が困難なことから、譲受人が申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜及び果樹の栽培を予定しております。許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります守谷 博明委員が欠席でございますので、事務局より報告をいたさせます。

原主幹をお願いします。

**○原主幹**

地元委員の守谷委員さんから譲受人については、自己保有地を適正に農地として管理しておりまた、申請地についても農道が整備された農地で地域との調和条件も特に問題ないことから許可しても支障がないとの報告を受けております。よろしくお願い致します。

**●藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第5号21番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**●藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号21番については原案のとおり決定させていただきます。

**●藤田会長**

12ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**○田中係長**

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、6件です。

13ページをご覧ください。

87番、大生院 字川口、畑1筆、譲受人は、(6-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、山林 155.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

88番、北内町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。

内容は、自己住宅 99.37平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

89番、萩生 字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(6-3)さん。

内容は、建売住宅（４戸） ２６６．０４平方メートル、農地区分は、その他の農地である第２種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

１４ページをご覧ください。

９０番、下泉町一丁目、田１筆、譲受人は、（６－４）さん。

内容は、自己住宅 ７４．５２平方メートル、農地区分は、その他の農地である第２種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

９１番、庄内町三丁目、田１筆、譲受人は、（６－５）さん。

内容は、宅地分譲（４区画）、農地区分は、用途地域であるため第３種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

９２番、河内町、畑２筆、譲受人は、（６－６）さん。

内容は、宅地分譲（９区画）、一体利用地として、宅地 ２７．６６平方メートル および 雑種地 ８５．００平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第３種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、８７番から９２番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、８７番から９２番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を

決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

●藤田会長

15ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時05分から総会を再開いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「1・1・1運動の取り組みについて」を議題といたします。

なお、本日は、ご多忙の中、愛媛県農業会議より川中様をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

愛媛県農業会議 専門員係長 川中 敬三 様です。

平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」への取り組みが法令必須業務として新たに位置づけられました。愛媛県農業会議においては、委員の取り組みとして、「えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動」を推進しておりますが、先月の第12回総会におきまして、この運動について意見を述べられた委員さんもいらっしゃいましたので、本日は、愛媛県農業会議 川中様より「運動の取り組みについて」ご説明いただきます。それでは、川中様、よろしく願いいたします。

○愛媛県農業会議

川中様

ご紹介いただきました農業会議の川中でございます。日頃より農業会議の業務推進につきましてご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。この場をお借

りして厚く御礼申し上げます。

本日、先程ご紹介頂きましたように愛媛県の方として農地利用の最適化、1・1・1運動の展開をして頂いているところでございます。昨年は12月から県内、全市町村におきましてこの、1・1・1運動による取り組みをいただいているというところでありまして、本日はその内容を中心としてお願いをさせていただけたらと思いましたが、それだけでしたら時間が余りますので今回の改正、28年に改正されましたが、その改正の意義、意味は何だったのか、これから皆様方におかれましてどういう活動を中心としてやっていただく必要があるのか、また、対外的にそれが求められているかについてお願いも含めてお話をさせていただければと思います。お手元にレジュメをお配りさせていただいていますが、開いて1ページをご覧ください。1ページの1番目の農業委員会組織・制度改革の目的というところでありまして、(1)太文字で「農地利用の最適化」というのがございます。今回の改正の農地利用の最適化というのは新しく出て参りました。旧体制から委員さんをされている方、継続されて委員をされている方については、もうお分りの通りでありますけれども、今まではこういった農地利用の最適化という言葉は出て参りませんでした。この言葉が出て参りましたのは下の行にもありますが、平成26年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中で初めてできた言葉です。農地利用の最適化とはどういうものかと、ありますが②を見ていただいたらと思います。地域の担い手に対して農地の集積・集約化、農地の集積というのは点在する地域の担い手の方に貸し付ける、買ってもらうというのが集積という事になります。集約化というのは、一所に農地を集めてもらうと、一覧としてまとめてもらうということが集約化となりますが、担い手に対しての農地の集積、集約化、そして遊休農地の発生を解消と、3つ目が新規参入の促進、この3点セットで

農地利用の最適化ということと呼んでおります。①にもありますが、最適化をより良く果たせるようにする為に農業委員会を改革するのだということで28年新しく改正がされたというところであります。(2)を見ていただきまして農地利用の最適化、お話でもありました通り法令の必須業務として位置付けられたというものであります。この点線の枠内を見ていただきまして、農業委員会は、その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に事務を行う。2行目のかっこを見てもらえれば、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、遊休農地の解消、発生防止とっております。その後、並びにと書いてありますが、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地の集団化これが担い手に対する農地の集積、集約化というようになります。その後、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進、進出参入の促進ということでこれが法律上に明記されているというようになります。後、大きく変わったのはその下の点線の枠内になります。法律では第38条で位置付けがされております。意見の提出をしなければいけないという事になっております。結論が先になりますが、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案して、または、行政庁に対して農地利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。しなければならないというようになっています。ですので、少なくとも年1回は行政庁に対して、市長に対して農地利用の最適化についての意見を出していかなければいけないということでご理解をいただけたらというところであります。前の旧法におきましては健議、意見を申し立てる、申し述べるという健議の活動がございましたが、改正法の38条で位置付けされている。この点線の枠内2番目2項のところではありますが、38条2項では関係行政庁、意見を受けた行政庁におきましては提出された意見を考慮しなければならないというよ

うになりました。旧法では、意見を受けたら受けっぱなしというところで何ら啓発されてなかったわけですが、今回の改正によりまして意見を受けた行政庁はそれを瞬時に受け止めなければいけない、より以前の建議より強化された、というところでもあります。（３）農業委員会の重点化、業務の重点化ということで農業委員会の仕事というのは委員会法の６条で定められております。表が出ておりますけど、左側が旧法、以前の２８年より前の法律の体系であります。右側は改正後、今現在の体系ということになります。まず左半分の改正前の方を見ていただくと、６条１項法令業務、農地法第３、４、５条、地盤法、本日も審議をいただいた内容になりますけれども、こういうところが法令業務として位置付けられています。改正後も同じく６条１項として位置付けられていると、根底は変わりございません。問題なのが次の②番目のところでもあります。旧法でいいますと、農業振興業務ということで（任意業務）と書いてあります。任意業務ということで任意ということであればやらなくてよかったのですか、ということになります。法令業務を推進、適切にやっていくためにはやはり任意業務も取り組まなければいけないというところでもあります。６条の２項のところでは農地等の業務集積であるとか、経営の合理化、農業経営の法人化、認定の業者（育成）こういったところでもあります。後、情報提供こういったのが旧法では付け足されたというのがありますが、改正後は農地との利用の集積、遊休農地の発生防止これが６条の２項として農地利用の最適化ということで法令業務に位置付けされた、格上げされたというところでもあります。後は右側の方、３８条と書いてある以前は６条３項建議、意見の公表これが同じく法令業務として付け足されたと、ですので農業委員会の仕事、業務というのは増えた、権限も当然増えて責任も当然増えた、以前に対してより仕事が増えた、権限も増えたということでおさえても

らえればと思います。今回、こういった内容で大きく制度が変わったわけでありましたが、農水省はいつからこういう事を考えていたのかというところでありましたが、その資料として参考までにお作りしておりますが最後のページ、19、20ページを見てもらえればと思います。19ページの方でございますが、農業委員会の適正な事務実施についてということで平成21年の1月に農水省の経営局長通知でだされた文章であります。19ページの真ん中にアンダーラインを引っ張っておりますけども、近時、農業委員会に対しては、審議が形骸化している、本日、ご審議いただいている農地も形骸化しているのではないかと、あるいは、外部からの農業参入者に必要以上に厳しいと、法の公平、公正な運用に問題があるなどの指摘がされてあるというところでありまして。後、20ページの方を見ていただきまして上のアンダーラインの引っ張っているところ、法令事務については、農業委員会の判断の透明性や、全国的な公平性が強く求められている一方で、促進事務、先程いきました任意業務の関係ではありますが促進事務については全ての農業委員会で外部、内部問わずはっきり見える形での活動が求められている、というところでありまして。問題なのはその下のところでありまして。しかしながら、農業委員会の事務については、政府の規制改革会議の場面においてどういうことが言われたかということ、①から④であります。①地域によっては事務の大半が事務局によって処理がされていると、農業委員会の関係が薄いというところでありまして。②農業委員は実質的に自分が選出された地区の担当となっていて担当地区の利害関係のみでそれ以外の案件についてはあまり口を出さない。③転用の関係ではありますが、議論が活発ではなく、またどんな転用でも認めている委員会がある。④往々にして外部からの農業参入者に対して排他的である。審議の形骸化に係る指摘、公平性、公正性に対しての疑問に係る指摘がなされていると、大変厳

しいご意見があるわけでありますが、ただ皆様方お分かりのようにいわれのない事が言われている。②のところ自分のあっせんされた地区を中心に審議をすると、やむを得ない部分でありましょうし、④外部からの農業参入者についてはどうしても慎重にならざるを得ないというところは、ご承知の通りであります。いわれのないところについて言われているという所で私どもといたしましても全国組織を通じて農水省におかしいのではないのかと、要件を変えて下さいと言ったわけではありますが、結果的にはこの通りの文章になってしまったというところであります。外部からはこういうことを言われていると文章を出されたということであります。その下の行を見ていただきまして、また、と書いてありますが促進事務については委員会ごとに活動に大きな温度差があります。地元の農業者からも、農業委員会の活動が見えにくいという声もあがっている、というところであります。その下のアンダーライン例えばというように書いてありますが最後のアンダーラインのところ、「農業委員会が果たすべき役割について十分機能するような改革を検討する」ということで21年くらいから改革の方が視野に入れられていたのではないかと、いうところがございますが、こういう通知が出されていたということをおさえてもらえたということでご紹介させていただきました。また、戻って2ページの方を開いていただいて、改正のポイントということで表が出ておりますけれど①から⑦までこの7つの項目が大きく変わった点ということをおさえてもらえればと思います。①の目的が変更されたということでありますが、改正前は農民の地位向上について、ということであつたわけでありましたが、農業の健全な発展ということで今風に変えられたというところでありますが法律の第1条は大体その法律の目的があつたわけでありまして、どの法律でも第1条はその法律の目的が記されているわけでありますが、その目的が変わったと

いうことは抜本的に法律が変わったということになりますのでその点おさえてもらえればと思います。②選出方法でございます。選出方法につきまして旧制度は公職選挙法に基づいて農業委員さんの選出がされていた、この公職選挙法が解消されまして今現在、市町村長の任命というように変わっております。また③農地法の許認可業務、この法令業務が農地利用の最適化あるいは意見提供が増えた、というところであります。④農業委員さんの構成も変わりました。旧制度は農業委員さん一括りで農業委員さんといっても選挙委員さんと選任委員さんの2つに分かれていたわけですが、今現在、農業委員さんと最適化推進委員さんの2つに分かれております。⑤認定農業者の要件でございますが、旧制度はございませんでしたが、今現在、農業委員の過半数は原則として認定農業者が占めなければならない、と新たな要件が課せられたということであります。⑥女性農業委員さんの関係でございます。これも、旧制度の方では要件はございませんでしたが、今現在は、女性農業者、若者についても配慮しなければならない、配慮ということで弱いわけではありますが配慮規程というのが新たに設けられたというところであります。⑦農地利用の最適化の指針、これも新たに改正法の中で策定しなければいけないということ位置付けされています。策定の指針とはどういうものかと言いますと、○が4つ並んでおります。一つ目を見てもみますと、担い手に対しての農地の集積する面積の目標、あるいは遊休農地の解消する面積、そして、新規参入者の確保すべき人数、こういったものを策定しなければいけない、というようになっております。皆さんの方では先に策定をいただいている、その目標面積に向かってこれからかっそうを推進していただきたいというところであります。(2)私も農業会議、全国組織の全国農業会議所につきましては農業委員会業務をサポートする組織、そして新たに組織化されたというところあります。

続きまして3ページを見ていただきまして、「農地利用の最適化」に向けた農業委員会体制の整備・強化、ということですが、まず(1)十分な委員さんの確保をしていきたいと思います、ということで目標を立てておりました。①目標を見ていただくと、まず全国の方では旧体制3.5万人、これは平成16、17、18年度辺りの市町村合併で元々5.5万人くらい居たのが合併によって3.5万人に減ってしまったと、今回の新体制移行するにあたって合併前の5.5万人くらいには戻しましょう、ということで運動して参りました。愛媛県内でも同様であります。旧体制では619人、合併前は1,300人程ございました。ですので、合併前1,300人近くには戻しましょう、ということで1,150人と書いておりますが、この数字になるように何とか頑張っていきたいと思います、ということでお願いをさせていただいたというものであります。この、1,150人はどういう数字かということですが、農業委員さんにつきましては点数がマックス14人、19人、24人三段階に分けられるわけですがそれぞれの各市町村の農業者数、農地面積を関してその最大限のマックスの点数でカウントしております。推進委員さんにつきましては、100ヘクタールに1人設置ができるということでございました。この計算した当時、愛媛県内8万ヘクタールございましたので、単純に100で割れば800人ということですので合わせて1,150人ということで目標を立てていたというところですが、結果②の方になります。新体制の方では713人、農業委員さん352人、推進委員さん361人と、旧体制に比べると1.15倍に増えたというところではございますが目標にはどうも及ばなかった、ということですが、その中で次の4ページであります、では、認定農業者の割合はどうなったのかということになります。認定農業者につきましては農業委員の過半は原則、認定農業者が占め

なければいけないということでしたが、その結果につきましては旧体制で言いますと、619人のうち196人、31%が認定農業者でありましたが、新体制の方が352人の農業委員さんのうち203人、57%が認定農業者の方これは法律の要件でそうなったので一斉的に増えたというところではありますが半分は認定農業者になったというところでもあります。後、(3) 利害関係を有しない方、中立の農業委員さんでありますけれども下の行でございますが県内では20人、20人ということは一市町村1人ということになります。その下に人数、割合がでておりますが大体は元公務員が40%ということで一番多いというところではありますが一市町村1人の中立委員さんが今現在おられるというところでもあります。一番下の(4) 青年農業者、そして女性の積極的な登用ということでこれも委員さんの年齢、性別等に配慮しなければならない。等は何を指すのかということ等は地域であります。年齢、性別、地域に配慮をしなければいけないということですが、農水省がいう青年部とは50歳未満でどうも考えているということになります。次の5ページの①表の下※印がありますけれども、50歳未満と書いてありますが農水省の考える青年というのは50歳未満で、①の年齢構成であります旧体制の増減率で考えて見ていただきますと60歳代がマイナスの1.8%、70歳以上がマイナス3.7%ということですので若返りが図られたと、50歳代4.8%ということですので旧体制に比べて若返りが図られたというところがございます。一番右の欄でありますけれども推進委員さんの年齢構成を見ますと、60歳代が56.2%、70歳代が18%ということですので60歳以上の方が74%を占めるということですので、推進委員さんにおかれましては比較的年齢構成が高いというところがございます。②女性の委員さんの関係でございます。女性の皆さんにつきましては旧体制は7.1%、新体制は9.7%でございます。全国

はどうかといいますと、旧体制は7.6%、新体制は11.8%でありまして愛媛県の方と大きく差があるというところでもあります。女性の面も人数は34人、推進委員は10人、合わせて44人。旧体制と同じ人数ではございますが、44人という結果でございました。こういう体制で現在、旧体制に比べて1.15倍ということではございますが、こういう体制で結果になったというご認識をいただけたらというところではございます。後、もう一つご認識いただきたいのが4番目のところでもあります。「農地利用の最適化の意味」と書いてありますが昭和26年の農地面積、農業者数、そして今現在の農地面積、農業者数が書いてあります。26年当時、農業委員会制度が発足したのが26年でございまして、この26年がだいたい農地面積、農業者数のピークだと言われております。この時の農地面積609万ヘクタール、農業者数も1,454万人ということで、これが70年経過した今現在どうかというと227万人、26年当時に比べて大体16%に落ち込んでいるというようになります。農地面積は450万ヘクタール、大体74%に落ち込んだということになります。26年当時、609万ヘクタールを人数で割ると大体1人あたり0.4ヘクタール、40アールが1人あたりの面積ということになります。今現在はどうかというと $450 \div 227 = 1.98$ ヘクタール、大体200ヘクタール、70年前に比べて約5倍に増えた、1人あたりの面積が約5倍に増えたというところではございます。今後、農地が当然減少している、遊休農地が増えている、一方で農業者の方が減っているというようになりまして、皆様もご承知の通りであります。ただ解消していかなければいけないというところが早々論でありますけれども、そうした中でどういう復活をして、どういう取り組みが起こりがちになってくるかというところでもあります。その下の(2)農地利用の最適化とは、将来における農地の活用について考えるものだと

いうようになります。今現在、先ほど面積、人数申し上げましたけれどもこの中でどういうように農地を守っていくのか、新たに農業者を確保してくるのか。まず、農業委員会としては農地法で定められている遊休農地についての措置の取り組みをしなければいけないと、農地法30条でまずは管内の農地について、遊休農地はどこにあるのか管内の農地を全て回っていただいて、それを把握していただく必要があるというようになっております。その下の32条の法であります。意向調査ということで把握した遊休農地の所有者に対して今後どうするのか、自ら耕作するのか、誰かに貸したいか、今話題になっている農地中間管理機構に貸したいと意向があるのか、そういう意向も把握をしなければいけないということが農地法の中で位置付けられている。6ページの方でございますが、そうした取り組みが法律の中で位置付けられているというところでありまして、その下のところでもあります。お話にもありましたように、えひめ農地利用最適化推進1・1・1運動の関係であります。こちらの方につきましては愛媛県全体で取り組むということで新居浜市だけではございません。愛媛県20市町村全部での取り組みをお願いさせていただいていることとなります。愛媛県だけかというわけではなくて全国的に今から申し上げる内容の取り組みが既に始まっている、愛媛県だけ何もしないというわけにはいかない、何とかお一人お一人ご理解をいただいてこの運動に取り組んでいただきたいというところでもあります。この、1・1・1運動の活動につきましては後ろの9ページをお願いいたします。1・1・1運動の推進要領を入れさせていただいております。まず1番目の趣旨、3行目の所あります。農地利用の最適化を円滑に進めるためにあたって農地所有者の今後の意向を把握するというのが不可欠ではないですか、農地法の中では遊休農地の所有者について意向を確認するということは法律で決まっております。

ど、それ以外の方、今現在、適切に耕作をされている方も当然おられますがそういった方の移行も把握するのも大切ではないですか。その上で農地利用の調整活動を進めていただきたいということでもあります。農業委員、推進委員におかれましては個別訪問を通じて農地の所有者の方に対して今現在の現状、そして将来の意向の把握に努めていただきたい。その結果後に農地のマッチング活動をしていただきたいというものであります。2番目の運動の目指すところでございます。2行目にも書いている1人あたり1年間に1筆以上のマッチングを何とかお願いしたいというようになります。4番目の運動の期間は3年間、29年度から31年度までの3年間で運動をしていこう。5番目の具体的な進め方でございますが、まずは、農地の所有者の方に対して調査をしていただきたい、と調査の案ということで12、13ページに調査表の案を記入させていただいております。あくまでも参考ということでこの通りでもいいですし、この項目はよくない別の項目を考えよう、というのは新居浜市にお任せということになりますがこういう調査表でもって、お1人、お1人意向を確認していただきたいというものであります。13ページの項目を見ただけですでしょうか。6番目であります。ここが今回、調査でおさえてもらいたい、一番おさえてもらいたいところであります。今後の農地の利用意向について規模を拡大したいのか、縮小したいのか、全部をリタイヤしたいのか、そういった意向を確認してはどうかというところがございます。(2) 規模を拡大したいという方につきましては、それが借りたいのか、買いたいのか、あるいはその農地を取得したいという地区はどこなのか、どれぐらいの面積を希望するのかというところを聞いておりますし、また(3) 規小したい、離農したいというかたについて誰かに貸したいのか、売り渡したいのかその辺の意向を聞いております。こういった項目で調査をしてはどうかと参考までに印

をいただくものでございますので内容については新居浜市さんの中で切磋していただけたらということでありませす。また、推進に戻っていただいて10ページの方でございませす。ただし、と書いてありますが原則、戸別訪問でお願いをさせて頂きたいというところでございますが、ただしながらやはり管内の農業者の方かつ相当人数がおられると思ひませす、農地面積も相当数あると思ひませす。ですので、農地の集積、新たに農地を買いたい、借りたいという方がある程度把握できるような方、利用されると分かっている方に絞っていただいても結構でありますし、原則は管内全域ということをお願いをさせて頂くと、一度に一斉にやるのはなかなか難しい、ということであれば今年はこの地区、来年は隣の地区というようにローテーションで回していただいても結構であります。その辺のやり方は新居浜市さんのやりやすいように合わせて頂いたらというところでございますが、原則は戸別訪問によつての聞き取りでお願いしたいと、では、郵送はダメなのかというところもありますけれども、郵送であればなかなか十分な回答が得られない、というところもありますのでできる限り戸別訪問によつての聞き取りをお願いできればと考えております。後、6番目の留意事項のところを見ていただきまして(2)2行目担当地区の委員さん、推進委員さんにおいてはその知り得た情報をお互いに共有していただきたいというところであります。自分が把握したのは自分だけで留めるのではなくて班体制で仕切っておられると思ひませす、班の中でも情報共有をしていただいて今後のマッチング活動に進めていただきたいというところでございます。こういう事で、この3年間、31年度まででありますけれども目標は1人あたり1年間一筆ということでございます。平らな地域においては何もせずにマッチングができたかというところがございませすけれども、何もせずにそのまま放っておくという訳ではなくて、やはり誰が農地を

手放したいのか誰が改めて農地を借りたいのかそういうところをピンポイントでおさえていただいて円滑にマッチングができるように、これから作業の方をお願いできればというように考えております。だいたい私の伝えたいことを言ったのですが、事務局の方から今回この説明にあたりまして他の市町村で取り組み、有効な取り組みはないのかと、いうことをございまして今回お話をさせて頂く前にいくつかの市町村に電話確認をさせてもらったところ、今現在だいたいこちらの方と同じでございしますが、役員さん、委員会の中で全体の中でどういうに進めていくか調整中だということをございまして、紹介できるものではないのですが、別の視点でもって一つご紹介をさせていただこうと思います。お配りした資料は西予市で取り組みをしている事例でございまして西予市の方では相続が発生した時には農業委員会に相続人の方が農地を相続によって取得しましたよ、という届け出をしてもらわなければならないように今なっております。農地法3条の3で相続によって農地を取得された方については概ね10ヵ月以内に農業委員会に届け出をしていただければいけない。農地法の中で規定がされておりまして、届け出の様式の中に農地のあっせんを希望しますか、という欄がございます。そこで、農地の希望をあっせんしますにチェックが入った方で尚且つ、農業委員会のホームページに紹介してもいいですか、ということで承認をされた方が西予市のホームページで紹介がされています。ホームページ載せるのは嫌だという方について、ホームページに紹介される、紹介されない関係なく相続の届け出で農地のあっせんを希望しますと言ったかた全員に対して農業委員会の中で農業委員さん、推進委員さん誰がその農地をあっせんするかという方を決めておられるようであります。決められて、実際あっせん活動利用取り組みをいただくとなっておりますが、それとは別でホームページ記録農地のあっせんにも努めてお

られるということでもあります。聞いた話では平成の22年から29年度まで7年間で130件くらい大体3割近くがマッチングに繋がったと聞いております。ですので、これも一つの成果でございますので、今回、例えば1・1・1運動でまずは農業者の方に意向把握をお願いさせていただいたというところではありますが、では、新居浜市ホームページであっせんの農地情報を紹介するという方法もあろうかと思えます。事務局の方に大変お手数かけるという事になりますが、そういう方法も一つとして考えられるのではないかなというところでもあります。大変あつかましいお願いになりますけど、この1・1・1運動、県下全域で今お取り組みをいただいているというところでございます。今まで、旧体制から委員さんをされている方についてはお分かりだと思っておりますけれども、旧体制の方は大体が農業委員会の事務局に農地のあっせんがあつて事務局がおもな農業委員さん、その他の方にこういう方から農地のあっせんの相談があつたのですが、何処か良い農地はないですか、と紹介があつたのではないか、それで初めて農業委員さんは腰を上げられてマッチング活動に努められておられたのではないかな、と大変失礼ながら申し上げますけれども、ただしながら今現在においてはマッチングの姿勢ではなかなか済まされないというところでもあります。農地利用の最適化というのが今回の改革の目玉ということになっておりますので、一つでも一筆でもマッチング活動にお努めいただいて成果を残していただきたいというところでもあります。今回の改革におきまして組織の内、外問わず農業委員会のかつそうがどういふようになっているのか、何処までやってくれるのか、という注目を浴びているところございまして、今までのような何もしないという事ではなかなか済まされないということをおさえてもらえればというところでもあります。大変失礼なお願いを申し上げますけれども、お1人お1人がご理解を頂いて

農地利用の最適化についての取り組みをお願いしたいというところがございます。

●藤田会長

ありがとうございました。ただいま川中様から説明していただきましたが、

ご意見、ご質問等はございませんか。

●藤田会長

どうぞ田坂委員さん。

○田坂委員

5ページの農地利用の最適化の数字なのですが、県はどのように解析しているのですか。私もこの歳までいろいろ農業をしてきましたけども、機械化なども含めてそれが一番大きな要因ではないですか。携わっている人数が減っている。耕作地が減っているのはまた違うと思いますけど、県の方はどう解析しているのでしょうか。

○愛媛県農業会議

川中様

26年当時に比べて、機械が大型化されて農地も基盤整備もどんどん入って一筆あたり大きくなっているところがあります。あくまでもよその県はそういうように言えるかもしれませんが、愛媛県の方はそんなに大規模化されているというのはあまり無いように思います。一筆あたりも大きな面積ではございませんので。

○田坂委員

大規模化になっている、家庭でもそうじゃないですか。私26年生まれなのです。これ、生まれた時ですよ。それからずっと見てきました。田植をするにしても昔は携わった人が女性の方が何十人もかけて田植しておりましたね。今、1人居れば1日で3、4反植える事ができるのですよね。それからすると単純に計算して人数が減るのが当たり前のですよ。同じ耕作面積を同じお米を作ったとしても。16%減っているという話も含めて色々していただきましたけれども、そこらあたりの要因の方が大きいのではないのでしょうか。

○愛媛県農業会議

川中様

作業する上で機械化も当然あるかと思いますが、単純に農業者の数がこれだけ減りましたよ、と合わせて農地

面積もこれだけ減りました、というところの数字での認識をおさえてもらいたいというところで。

○田坂委員

その数字を調べたら解析しなければいけないのではないでしょうか。何が一番の大きな要因か、県の見解はどうなのですか。私は単純にそう思いますけど、農業者が減ったというのは、必要がなくなる訳ですから。

●藤田会長

減るといのは、今、言われるように作業効力が昔に比べて30分の1、40分の1なると。機械化も導入されて、というような事で減るのですが、これでは生活が出来ないと言って農業者が減る、その関係者というのも大きな一つの減っていく要因かと。

○田坂委員

要因は沢山ありますよ。ただ一例として、私は発言しただけで、いかにも農業委員会が仕事をしていないような。

●藤田会長

実態を今の状況を数字として資料としてはめているだけであって、これに対して関係機関が色々努力しているとか、していないとかいうのではない。

○田坂委員

立場上、皆に頑張って下さいという意味で発言するのはいいと思いますが、県は県で色々解析して、こういう要因もある、ああいう要因もあると、ただ要因の中に農業委員会の問題がおるので、それぐらいの話をしてほしい。

●藤田会長

県の農業会議の資料ですから農業会議はそういったものに、我々、農業委員会もそうなのですが、農業委員会の上が県の組織が農業会議ですからその上の国にいくと全国農業会議所になるのですが、我々、農業委員会でも色々な事でお話されてもそういった事について、それを決定という農地の3条なんかは決まるのですが、農政の関係でも色々な事でこういった事がいいだろうなど、関係機関に色々投げかけて一緒になってやって行きましょうね、というようなのであって、ここで、こうしましょう、ああしましょうと事業をやるという組織で

は無いですから農業会議もそうですから、皆さん数字とかで見方、考え方とかあると思いますが、これは、あくまでも農業会議がすることですから、それについて、「どうなんだ」と言われても農業会議としての意見は出せない、出ないと思います。

稲作に付いては30分の1、40分の1になりますからね。例えば、同じ農業でも果汁、みかん何かは昔から同じ手ですからね、摘果、彩果にしても選定にしても、よく言われる43年に大暴落になって、その当時みかんは320万トン、1人32kg食べてもらわなくてはいけなかった、今は出来ているのが全体で120万トンぐらいです。その時に、みかんと養殖のりと養鶏、この3つはいけない、話にならない。その時に色々時代は進んで機械化になってくる、養殖のり当然低い棚でしていたのが、沖になって大規模化になった。養鶏、採卵の人は何をしなくても機会が回ってくれて採卵してくれる。全く変わってないのがみかん栽培。みかん農家とよく言われる。そういうように、一つ例として稲作だと30分の1、40分の1の機械化によって動力は下がっていくけど、他は変わっていないものもある。全体ではなくて、個数とか何かでいかないとなかなか数字では疑問がでてくるのではないか、個別の家族構成が違いますからね。

#### ○田坂委員

新居浜の場合稲作が多いじゃないですか。それで、そういうイメージでとらえて意見を言わせてもらったのですが、地域、地域で違うと思いますよ。南予の方は段々畑みたいな形で今も変わらないと思いますよ。昔からやり方は、機械化したにしろ限界がありますよね。ただ、稲作に関しては数十倍でしょ、必要人員が一例にすぎないですよ。先程、相続について農業委員に提出について、私も母が他界して色々手続きしたのですが、市も県も縦割り業務ではないですか、税金を取るのは横のパイプがあるのですけど、それからするとともに横のパイ

プを作ってそういう情報は農業委員会に必要であれば農業委員会の事務所に情報提供するような、そういうシステムに官庁関係は改善すべきだと思います。色んな法律があって、枠の中で展開しなくてはいけない難しいと思いますけれども、そのあたりを緩和していかないと、実際に本音で活動しようと思っても今壁があってできない。権限がない。お願いします、お願いします、頭を下げてください。限界がありますよ。ある程度の権限を持たせてもらってしないとできない。そこら辺りも県の方もぜひ考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

#### ●藤田会長

他にございませんか。昨年からは新しい農業委員会の制度が変わって農地利用最適化推進委員という制度を新しく設けて規模の拡大化するような農業者を作ろうというような、いずれにしても全国的に北海道、新潟とか広い土地のところ、愛媛県でも西予、宇和島とか農業地帯、稲作にすればそういうところも、新居浜市なんか同じような網がかかってしまいますから一口には同じようにできないのですが、そういった中でもできるところはやっいていこうと、我々としてもできるところはやって頂きたいと、1・1・1運動についても色々分からない所があるということで川中さんにおいで頂いて説明をして頂いて、相続していない事についても、これから色々新居浜で法律について農業委員会ができるというような説明も部分的にありました。出来ていくとなると農業委員会責任がある面が重いというところもあるのですが、国の方も色々新しい制度を設けようというような事もあるようでございます。いずれにしても、色んな組織ですので国からの法律の元にお手伝いをしていく、地域の中で活動をしていく、ということでございますのでこれからも一緒になって色々な事を、新居浜の農業を守っていくのだと、以前は農業者を守るのだというような事でしたが、そうじゃなくて地域で色々やっていくというよう





新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員